

一 般 質 問 通 告

(令和 8 年つくば市議会定例会 9 月定例会議)

実施日	質問順位	氏 名
9/9 (水)	1	1 3 番議員 川久保 皆 実
	2	9 番議員 篠 内 幸 代
	3	6 番議員 伊 藤 文 弥
	4	2 5 番議員 木 村 修 寿
	5	5 番議員 樋 口 裕 大
	6	8 番議員 青 木 真 矢
	7	2 8 番議員 塩 田 尚
9/10 (木)	8	1 0 番議員 渡 辺 峰 子
	9	7 番議員 梅 沢 尊 信
	10	2 1 番議員 神 谷 大 蔵
	11	1 7 番議員 山 中 真 弓
	12	2 番議員 榊原 アリーゼ
	13	4 番議員 市 原 琢 己
	14	2 6 番議員 塚 本 洋 二
9/11 (金)	15	2 4 番議員 木 村 清 隆
	16	1 5 番議員 中 村 重 雄
	17	2 7 番議員 飯 岡 宏 之
	18	1 6 番議員 あさの えくこ
	19	1 4 番議員 川 村 直 子
	20	1 番議員 川 田 青 星
	21	1 8 番議員 小森谷 さやか
9/14 (月)	22	1 1 番議員 酒 井 泉



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 25 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 4 枚)No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和8年8月25日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川久保 皆実

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 市の施設における不審者対策について	令和7年11月2日につくばカピオホールで開催されたつくば市民文化祭のステージ発表で発生した不審者事案を踏まえ、同年12月定例会議において、市の施設における不審者対策について一般質問を行いました。 その際、再発防止策に関して、「市民文化祭での再発防止策につきましては、市民文化祭実行委員会で今回の事案の情報共有を行うとともに、写真撮影ですとかビデオ撮影、これらのルールについて検討してまいります。また、文化祭以外の市または民間イベントで施設を利用される場合、事前打合せの際に今回の事案ですとか不審者対応マニュアルを共有しまして、主催者と施設管理者が協力して安全確保に努めてまいります。」との答弁がありました。 また、施設敷地内への照明の設置に関しては、「季節にかかわらず敷地内の明るさを確保することは、非常に重要であります。不審者対策になると認識しております。照明の設置につきましては、施設管理者と協議しながら、また隣接します公園ですとかペDESTリアンデッキ、そういった施設管理者とも協議を行いながら検討を進めていきたいと	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 0～2歳児における障害児通所支援の利用者負担軽減と早期療育の推進について	考えております。」との答弁がありました。 以上を踏まえ、次の点について伺います。 (1) つくば市民文化祭実行委員会における情報共有の実施状況及び写真・ビデオ撮影のルールに関する検討の進捗状況 (2) つくば市民文化祭以外の市又は民間イベントで市の施設を利用する場合における安全確保の実施状況 (3) 照明の設置に関する施設管理者との協議状況及び照明設置に向けた検討の進捗状況 早期療育の重要性が広く認識される中、障害児通所支援における3～5歳児の利用者負担は、国の制度により無償化されている一方、0～2歳児においては世帯所得に応じた利用者負担が発生しています。当該利用者負担の上限は、世帯全員の市町村民税所得割の合計額28万円を境にして、月額4,600円(所得区分「一般1」)から月額37,200円(所得区分「一般2」)へと約8倍に急増する仕組みとなっています。 加えて、20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される特別児童扶養手当(令和8年度において1級が月額58,450円、2級が月額38,930円)には所得制限が設けられており、障害児の父母等の所得が一定額以上であるときは支給されません。 さらに本市では、世帯全員の市民税所得割の合計額が28万円以上の世帯において、第1子が認可保育施設を標準時間利用する際の0～2歳児クラスの利用者負担額は月額45,000円～78,000円であり、近隣自治体と比較して高額となっています。 すなわち、本市において一定の所得がある障害	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 生成AIの活用に伴うハルシネーション(誤情報生成)のリスクへの対策について	児養育世帯には、特別児童扶養手当が支給されないにもかかわらず、障害児通所支援と認可保育施設を併用するにはいずれも高額の利用者負担額を支払わなければならないという重い費用負担が生じる制度構造となっています。 以上を踏まえ、このような負担構造が、保護者に早期療育の利用をちゅうちょさせたり、保護者の離職を招いたりするリスクについての市の認識を伺います。 本市では、自治体業務の効率化を図るため、職員による生成AIの活用を推進してきました。生成AIは優れた利便性を有する一方で、事実と異なる誤情報を出力する「ハルシネーション」のリスクを伴います。 地方自治体において、生成AIにより出力された情報に対するファクトチェック(事実確認)が不十分なまま誤情報が行政資料等に利用された場合、誤った行政判断、市民の混乱や不利益、行政の信用失墜といった重大な問題を引き起こすおそれがあります。 生成AIの活用を進めるに当たっては、こうしたリスクに対応できる組織的な管理体制の確立が不可欠です。 そこで、本市における生成AIの活用に伴うハルシネーションのリスクへの対策の現状について伺います。	市長 担当部長
4 市長公約事業の推進と今後の財政運営について	令和8年(2026年)6月26日に公表された「市長公約事業のロードマップ2024-2028(2026改訂版)」には、令和7年度(2025年度)までの各事業の進捗状況が記載されています。 全110の個票のうち、既に令和10年度(2028年	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	度)の目標値を達成、又は当初の公約内容が実現したものは9個票となっており、残る101個票については今後更なる取組が必要な状況となっています。 以上を踏まえ、次の点について伺います。 (1) 令和10年度(2028年度)までに各公約事業を計画どおり実施し、それぞれの目標値を達成するためには、今後どの程度の予算が必要になると試算しているか (2) 人件費や扶助費等の増加に伴い経常収支比率が高まる状況下において、必要な予算を確保するためにどのような対策を講じるのか	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 25 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 篠内 幸代

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 障害福祉サービスにおける相談支援体制の充実について	現在、障害福祉サービスを利用する際には、相談支援専門員が作成する計画案が必要となっており、障害児通所支援等においても、保育所等訪問支援を利用する際には、相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画案が必要となっています。さらに、令和 9 年度以降は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用においても、同計画案が必要となります。 一方で、市民からは、サービスを利用したくても相談支援専門員につなげることができず、サービスを利用できないとの声も伺っています。必要な支援を必要な方に届けるためには、相談支援専門員の十分な配置を始めとする相談支援体制の充実が重要であると考えます。 そこで、以下について伺います。 (1) 本市における相談支援事業の現状と課題 (2) 障害児通所支援における相談支援の位置付け (3) 児童にも対応している相談支援専門員の配置状況と今後の体制方針	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 市立幼稚園の今後の在り方について	本市では、市立幼稚園の今後の在り方について、これまで「つくば市立幼稚園のあり方検討委員会」において議論が重ねられてきました。今後は、これまでの検討を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するとともに、保護者や地域が十分に理解できるよう丁寧な説明を行い、意見を踏まえながら、今後の方向性を具体化していくことが重要と考えます。 そこで、以下について伺います。 (1) 提言を踏まえた市立幼稚園の今後の方向性 (2) 市立幼稚園の教育的役割と機能 (3) 保護者や地域への説明の予定及び意見を今後どのように反映していくか	市 長 教 育 長 担 当 部 長
3 今後の区会の在り方について	地域コミュニティの希薄化や担い手不足、役員の高齢化など、区会をめぐる状況は大きく変化しています。一方で、防災、防犯、環境美化や地域行事など、区会が担ってきた役割は、現在も地域にとって重要なものであります。 今後も地域のつながりを維持し、区会が持続的に活動していくためには、現在の区会運営の実態や課題を把握するとともに、時代に合った運営の在り方や、行政と地域との役割分担についても考えていく必要があります。 そこで、以下について伺います。 (1) 区会運営における現状と課題に対する市の認識 (2) 区会の実態の把握の現状 (3) 持続可能な区会運営に向けた市の支援の現状	市 長 担 当 部 長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
4 ムクドリ対策について	市内の一部地域において、ムクドリの鳴き声やふんの被害などにより、生活環境への影響が生じています。ムクドリ対策は、樹木の剪定などにより一定の効果が期待できる一方、鳥が別の場所へ移動することで、新たな地域に被害が生じる可能性もあり、地域全体のバランスを考えた対応が必要です。 そこで、以下について伺います。 (1) ムクドリによる被害の相談の現状 (2) これまでのムクドリ対策とその効果について (3) 今後のムクドリ対策について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和8年8月25日
午前8時30分受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和8年8月25日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員

伊藤 文弥

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 ごみ減量による将来財政負担の抑制について	本市のごみ処理を担うつくばサステナスクエアの焼却施設は、平成9年の稼働開始からまもなく30年を迎える。 令和6年11月には、焼却施設の改修等のため約52億円規模の補正予算が組まれ、令和10年度から11年度には、長寿命化計画の見直しにより第二次基幹的設備改良工事の必要性和費用が示されると聞いている。毎年の運営に係る経費に加え、設備の維持・更新にも大きな費用を要するため、その負担は今後増加していくことが考えられる。 ごみの量を見ると、本市の人口はこの10年で約3万6千人増えたが、生活系ごみの総量はほぼ横ばいであり、市民1人1日当たりの排出量は約13%減少している。 こうした成果がある一方で、家庭系の燃やせるごみに含まれる草木類や、事業系ごみに混入している資源化可能な紙類等、ごみの排出量を減らせる余地はまだ残されていると考える。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	また、ごみの量を減らすことだけでなく、処理経費に対する手数料収入の割合や、事業系ごみの処理単価も含めて捉えていく必要がある。 施設を大切に使い続けるとともに、燃やす量を減らし、資源化の割合を高め、処理経費を手数料収入で賄う割合を高め、ごみ処理を持続可能な体制で運営していくことで、将来世代の負担の抑制につなげていくため、以下伺う。 (1) ごみ処理の現状と将来の費用負担について ア 包括的運営管理業務委託の契約更新に伴うごみ処理経費の変化と今後の見込み イ 長寿命化計画の見直し及び第二次基幹的設備改良工事の見通し (2) 草木類の資源化について ア 公園・道路・学校等の維持管理で発生する刈り草・せん定枝の量と処分に係る費用の現状 イ 葉刈り芝ストックヤード事業の実施状況（設置箇所数、回収量、費用及び資源化の方法） ウ 脱炭素先行地域計画に位置づけられた葉刈り芝の燃料化の計画内容、進捗状況及び回収方法 (3) 事業系ごみの分別と資源化について ア 処理原価との関係を踏まえた、事業系ごみ処理手数料の在り方の検討状況 イ 資源化可能な紙類等の混入の現状と対策	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 25 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 25 日
つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 木村 修寿

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 児童館について	つくば市には児童館が 18 館あります。児童館は、地域の全ての子供たちが利用できる施設です。遊びの拠点として、遊びながら自主性・創造性・協調性などを養って豊かに成長していけるよう指導、援助しているところであります。そして、子供たちに関する団体や個人等の活動の場として利用されているところです。 そこで、以下伺います。 (1) 現在行っている活動事業の内容について (2) T X 沿線地域にも児童館などの子供たちの居場所が必要と考えるが、市の考えについて	市長 担当部長
2 近隣公園の整備について	研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業及び研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業内の近隣公園の整備について、市ではどのように考えているのか、お伺いいたします。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 25 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 樋口 裕大

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 まつりつくばについて	(1) 回収されたごみの量について (2) 想定される持ち帰られたごみの量について (3) ゴミステーションの設置数について (4) まつりつくばの中止判断について	市長 担当部長
2 ふるさと納税制度について	(1) 過去 5 年間の納付実績について (2) 企業版ふるさと納税の実績について	市長 担当部長
3 みどりの南中学校について	義務教育学校から小中学校を独立した体制にした背景について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
4 荃崎給食レストラン整備事業の中止について	(1) 中止に至る経緯について (2) 今後の給食の配食方法について (3) 大規模事業評価の在り方について	市長 教育長 担当部長
5 上郷高校跡地に建設予定の陸上競技場について	陸上競技場建設における基本構想時の概算工事費について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 25 日
午前 9 時 33 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 青木 真矢

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市におけるユースセンター整備に関して	つくば市においては、様々な市民が市内で活躍する場が増加しております。それぞれが安心して所属できるコミュニティを確立していくことは、大変重要な取組です。その中で、若い世代（ユース世代）の居場所づくりも同様に、今後ますます注力していく必要があります。 個人の自主性や自由度の向上に伴う社会構造の変化により、若い世代が地域社会との関わりを持つことが困難な状況にあります。そのような中で、親や教師以外の大人との関わりは、孤立や孤独感の解消のみならず、若い世代の自己実現への一助となると考えます。そこで、つくば市におけるユースセンターの整備と今後の展望に関して、以下お伺いします。 (1) 整備に向けて検討を進めているユースセンターに関し、現在、市が描いている理念及びビジョンについて (2) 若い世代が「安心して活躍し、つながれる場」として、市が本センターに期待する役割と効果について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 つくば市におけるジオパークを活用した次世代を担う子供たちの学習及びシビックプライドの醸成について	つくば市は、筑波山地域ジオパークを構成する6市の1つであり、市内の各地から筑波山を望むことができ、ジオパークに親しみを持ちやすい環境にあると言えます。しかしながら、筑波山地域ジオパークの詳細や意義に関して理解している市民は、まだまだ少ない状況にあると推察いたします。 そのため、様々な認知度向上の施策が必要であると考えますが、特に子供たちに対するジオパークへの理解促進の取組には、より一層注力することが求められます。これは単なる地域学習にとどまらず、つくば市がどのような特色のある街であり、どのような社会的、環境的要素を持つのかを知ることで、本市に住むことに誇りと愛着を育み、シビックプライドの醸成へとつながるものです。 そこで、ジオパークの周知と子供たちへの学習活用に関して、以下お伺いします。 (1) つくば市における筑波山地域ジオパークのこれまでの周知活動の取組とその効果について (2) 小中学生を対象としたジオパークを取り入れた学習の実態、効果及び課題について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 25 日
午前 10 時 30 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 塩田 尚

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 危機管理の在り方について	本年 7 月、令和 8 年熊本地震が発生し、今も現地で必死の復旧作業が進められている。また、8 月には台風 15 号が発生し、市内で被害が発生している。 災害等に対する危機管理の在り方に関して、以下伺う。 (1) 令和 8 年熊本地震への市からの支援について ア 市が行った支援の内容 イ 支援の経験を踏まえた今後の危機管理の方針 (2) 台風 15 号について ア 市が行った対策の内容 イ 今後の台風対策の方針	市長 副市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 25 日
午前 10 時 55 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 渡 辺 峰 子

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 大規模災害時における応援職員の受入れ体制について	大規模災害時には、自治体職員自身が被災する中で、避難所運営、住家被害認定、罹災証明書の交付、被災者相談など、多くの災害対応業務に従事する必要があります。 本市では、業務継続計画（BCP）において人的応援の受入れについて定めていますが、大規模災害時に応援職員を円滑に受け入れ、その能力を十分にいかすためには、平時から具体的な受援体制を整備しておく必要があります。 また、内閣府が令和7年に改訂した「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」においても、受援体制の実効性を高める取組が求められています。 そこで、本市における人的応援の受入れ体制について、以下伺います。 (1) 業務継続計画（BCP）における人的応援の受入れの位置付け及び具体的な受援体制 (2) 受援対象業務ごとの必要人員、不足人員及び応援要請人数を把握する仕組み (3) 応援要請の判断基準、要請手続及び庁内の受援調整を行う体制 (4) 内閣府の手引き改訂を踏まえた受援体制の検証及び今後の整備方針	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 流産や死産等を経験した方へのグリーフケアについて	厚生労働省の調査では、令和6年に妊娠満12週以降の赤ちゃんを流産又は死産した女性は、全国で年間約1万5千人に上るとされています。 流産や死産等による子どもとの死別は、身体的な負担とともに、深い悲しみや喪失感をもたらし、その影響が長期にわたることもあります。また、その経験や悲しみは周囲から見えにくく、誰にも相談できないまま抱えている方もいます。 国においても、流産・死産等を経験した方への支援について、母子保健施策の中に位置付け、行政と医療機関等が連携し、精神的負担の軽減に配慮した支援を行うことの重要性が示されています。 本市においても、流産・死産を経験した方を産婦健康診査や産後ケア事業の対象とするほか、保健師・助産師による相談支援等が行われています。 こうした支援を必要とする方が、必要な時に適切な支援につながる体制を更に充実させていくことが重要と考え、以下伺います。 (1) 流産・死産等を経験した方への相談・支援の現状と課題 (2) 医療機関等と連携した支援体制の現状 (3) グリーフケアに関する職員の理解及び対応力の向上に向けた取組 (4) 当事者への情報提供及び支援体制の充実に向けた取組	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 地域包括支援センターの機能強化について	高齢化の進展や単身高齢者、高齢者のみ世帯の増加など、家族や地域を取り巻く環境が大きく変化化する中、高齢者が抱える課題は介護や認知症のみならず、生活困窮、住まい、権利擁護、孤独・孤立など、多様化・複雑化しています。 特に、いわゆる「おひとりさま」の高齢者や身寄りのない高齢者においては、入院や施設入所時の支援、日常生活や金銭管理、住まいの確保、さらには死後の手続きなど、これまで家族が担ってきた役割を誰がどのように支えていくのかが、今後ますます重要な課題になると考えます。 本市では、地域包括支援センターを市内8か所に拡充し、身近な地域における相談支援体制の充実を図ってきました。今後は、各地域包括支援センターが地域の身近な相談拠点としてその役割を十分に発揮するとともに、複雑化・複合化する課題に対して、基幹型地域包括支援センターによる後方支援や、福祉、医療、住宅、司法等の関係機関との連携を一層進めることが求められています。 また、各地域から見えてきた共通の課題を集約・分析し、必要な支援体制や施策の充実につなげていくことも、今後の地域包括ケアを進める上でより一層求められるものと考えます。 そこで、以下について伺います (1) 基幹型地域包括支援センターの役割及び各地域包括支援センターとの連携の仕組み (2) 単身高齢者等が抱える複雑化・複合化した課題への支援及び他機関との連携の仕組み (3) 地域課題の把握・共有の現状及び支援体制の充実に向けた取組	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 25 日
午後 0 時 5 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 25 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 梅沢 尊信

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 筑波山の停電対策と樹木管理について	筑波山は、つくば市を代表する観光地であり、ケーブルカーやロープウェイ、飲食店、宿泊施設など、多くの観光関連事業者が営業しています。また、山麓には多くの市民が暮らしており、安定した電力供給は観光振興のみならず、市民生活や安全を守る上でも重要です。 一方、近年、筑波山周辺では停電が繰り返し発生しており、その原因の一つとして、倒木や樹木の接触等による電力設備への影響が指摘されています。特に、停電の原因となる樹木が民有地にある場合、所有者による管理が基本となることから、行政だけでは対応が難しいという課題もあります。しかし、停電が繰り返されることによる地域住民の生活への影響や、観光施設・事業者への影響を踏まえれば、市としても関係機関や土地所有者と連携し、予防的な対策を検討する必要があると考えます。 そこで、以下について伺います。 (1) 過去 2 か月における筑波山周辺の停電発生件数及びその主な原因について (2) 停電原因のうち、倒木や樹木の接触等に起因するものの件数及び割合について (3) 停電によるケーブルカー・ロープウェイの運休、営業への影響について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 おくやみ窓口の利用状況と利用促進について	(4) 倒木等による停電を未然に防止するため、東京電力を始めとする関係機関、土地所有者、地域との情報共有及び連携状況について (5) 電線等に影響を及ぼす恐れのある民有地の樹木について、所有者による伐採・剪定を促進するための支援や補助制度について 御家族が亡くなられた際、御遺族は悲しみの中で、保険、年金、税、福祉など複数の窓口において様々な手続を行わなければならない、大きな負担となります。こうした負担を軽減するため、つくば市では「おくやみ窓口」を設置し、死亡に伴う各種手続きを一体的に案内する体制を整えています。御遺族に寄り添った重要な取組であると考えます。 一方、市内では月平均約140件の死亡に伴う手続があるのに対し、おくやみ窓口の利用は月約28件、全体の約20%にとどまっているとのこと。 そこで、おくやみ窓口が必要とする方に十分活用される仕組みとなっているのかという観点から、以下について伺います。 (1) おくやみ窓口開設以降の利用件数及び利用率の推移について (2) 現在の利用状況を市としてどのように評価しているか (3) おくやみ窓口を利用していない方が多い要因について、市はどのように分析しているか (4) 死亡届提出時のおくやみ窓口に関する案内や周知方法について (5) 予約方法などについて、より利用しやすい窓口とするため、これまでどのような改善を行ってきたか	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(6) 御遺族の負担を更に軽減するため、おくやみ窓口の周知強化や手続きの集約、予約方法の改善など、今後どのように利便性向上と利用促進を図っていく考えか	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 2 5 日
午後 / 時 0 0 分 受 付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 2 5 日

つくば市議会議員 黒田 健祐 様

つくば市議会議員 神谷 大蔵

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 頻繁に発生する停電問題について	ここ数か月間、市内において停電が頻繁に起きています。これまでに市で把握している停電の発生件数について伺います。	市長 担当部長
2 家庭用水(井戸水・上水道)の現状について	(1) 昨年から今年にかけて、家庭用水として使用している井戸水が枯渇してしまった地域があります。このような事態が、市内上水道未整備地区で起きているか伺います。 (2) 家庭用水用の井戸を掘削する際に、補助制度はあるか伺います。	市長 担当部長
3 墓地問題について	(1) 市内にある寺院墓地・民間霊園・管理組合墓地等の墓地数を伺います。 (2) 墓地の管理・墓の放置・景観の悪化・無縁墓等について、市へ相談が寄せられているか伺います。	市長 担当部長
4 中学校のスマートフォン持込みについて	市内中学校におけるスマートフォン持込みの現状について伺います。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 25 日
午後 3 時 29 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 25 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 山中 真弓

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 データセンターについて	(1) 市報で、データセンターの建設についての特別号を配布した意図 (2) データセンターの建設に当たって、周辺住民から懸念の声が上がっている。また、事業者による住民説明会があったようだが、不満の声が上がっている。市として、事業者による説明会についてどのように聞いているか。 (3) データセンター稼働による排熱及び騒音等の問題が指摘されている。つくば市環境基本条例に、それらの項目を追加し規制すべきと考えるが、市の見解は。	市長 担当部長
2 公立幼稚園及び公立保育所について	(1) 日本共産党はこれまでも、公立幼稚園の3年保育を要望してきた。手代木南幼稚園からスタートし、荃崎幼稚園でも始まり、園児も増え、多くのニーズがあることが分かる。その後の3年保育の計画はどうなっているか。 (2) 公立幼稚園及び公立保育所の消耗品費が令和8年度削減された理由	市長 教育長 担当部長
3 人間ドック及び脳ドック受診時の助成金について	人間ドック及び脳ドック受診の際の市の助成金が、周辺市町村に比べて少ないと聞く。増額する考えはあるか。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
4 市職員のコーチング研修について	(1) これまで実施してきたコーチング研修の評価及び効果 (2) 窓口時間短縮によって生まれた時間を活用してコーチング研修をいかした業務改善を行うと聞いていたが、実際にどのような取組が実施され、現在の業務にどのように反映されているか。 (3) コーチング研修を受講した職員からの意見	市長 担当部長
5 つくばウェルネスパークのプール利用料について	市内のプール利用料について、中学生は大人の約半額～7割程度の割引料金が設定されているところがほとんどだが、つくばウェルネスパークについては中学生が大人と同じ料金設定になっている。その理由は。	市長 担当部長
6 国民健康保険税の均等割について	国民健康保険税の均等割が現在18歳まで半額減免されているが、国の補助で減免を行っているものと市で減免を行っているものの割合と金額は。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 26 日
午後 3 時 22 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 26 日

つくば市議会議員 榎原 アリーゼ

つくば市議会議員 榎原 アリーゼ

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 周辺市街地の魅力向上について	(1) 新たに整備された地域と周辺市街地における道路・歩道等の整備状況について (2) 周辺市街地の道路・公共空間を計画的に更新・整備していく考えについて (3) 道路・公共空間の更新により、周辺市街地の景観及び魅力を向上していく考えについて	市長 担当部長
2 まつりつくばにおける喫煙所の設置及び市内の喫煙環境について	(1) まつりつくばにおける喫煙所の設置状況について (2) まつりつくばにおける喫煙所の利用状況及び課題について (3) 市内における喫煙所の設置状況について (4) 市内における喫煙所の増設に対する市の考え (5) 受動喫煙防止の観点から、適切な喫煙場所を確保することについての市の考え	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 27 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 市原 琢己

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 高エネ研南側用地について	高エネ研南側用地について、以下伺います。 (1) データセンター、防災拠点施設及びアメニティ施設等の現在の整備状況並びに今後の整備予定 (2) データセンター整備に伴う電力、工業用水及び上下水道等のインフラ整備について、現在市が把握している整備状況並びに今後の整備予定 (3) 現在建設中のデータセンターについて、事業規模、運営事業者、主要設備及び環境対策のうち、市が現時点で把握している内容 (4) 土地売買に係る公募型プロポーザル及び土地売買契約時に、市が把握していたデータセンターの規模並びに周辺環境への影響に関する内容 (5) 高エネ研南側用地及びデータセンター建設に関する市の取組	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 つくば市の財政状況について	つくば市の財政状況について、以下伺います。 (1) 直近 5 年の市税収入及び経常収支比率の推移 (2) 経常収支比率の全国平均、県内平均及び類似団体平均との比較	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 27 日
午前 10 時 5 分 受付
(通告書 / 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 塚本 洋二

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 市内小中学校の 体育施設へのエア コン設置について	市内小中学校の体育館や武道場などの施設へのエ アコン設置について、現在の進捗状況及び今後の方 針等について伺います。	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4
のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるよ
うお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 27 日
午後 0 時 45 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 木村 清 隆

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 上水道整備に関する取組について	つくば市は上水道未整備地域の解消と老朽施設更新を計画的に進めていますが、未整備地域に対する上水道整備に関して、以下伺います。 (1) 以下の未整備地域の整備方針及び計画について ア 旧集落地域 イ 新たに宅地が開発される地域 (2) 茨城県の上水道普及率を踏まえた本市の普及率向上の取組について (3) 上水道整備時及び整備完了地域の上水道加入に係る費用について ア 上水道へ切り替える際の転換工事費 イ 加入金、加入金を含めた上水道整備費用に係る補助及び減免制度 (4) 上水道整備完了時の簡易水道組合のその後の在り方について	市長 副市長 担当部長
2 災害時(防災)に関する取組について	災害時の市と民間団体等の連携及び市内在住・在勤・在学の方々(支援対象の外国人を含む。)に対する取組について、以下伺います。 (1) 防災・救援等に関する民間団体との連携状況について	市長 副市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(2) 防災備品の保管状況及び災害時の物資等 配送計画について (3) 防災に関する啓発状況について	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 27 日
午後 1 時 30 分 受付
(通告書 1 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 27 日

つくば市議会議長 黒田健祐 様

つくば市議会議員

中村 重雄

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 谷田部小学校建て替え及び谷田部小学校外施設の建設について	(1) 整備スケジュールについて (2) これまでの児童数の推計と推移について	市長 教育長 担当部長
2 大規模事業評価について	(1) これまで実施した大規模事業評価 (2) 物価高騰の状況を踏まえ、大規模事業評価を実施する事業規模の見直しについての市の考え	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 27 日
午後 / 時 50 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 飯岡 宏之

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 データセンターについて	高エネ研南側用地において、全棟竣工時の総受電容量が1,000メガワット（原発1基分に相当）とされる国内最大級のデータセンターの開発が進められており、1棟目は、2028年1月頃の竣工が予定されている。 本年6月定例会議においては、電力消費と二酸化炭素排出を中心に質問し、建設中の50メガワットが24時間365日稼働すると仮定した場合、年間約18万トンの二酸化炭素が排出されるとの答弁を得た。一方、サーバーを設置する入居事業者については、企業名を含め機密であり把握できないとの答弁であった。 今回は、水を中心に伺う。データセンターは冷却のために水を蒸発させるが、蒸発した水は下水道にも河川にも戻らない。本市の水道は、かつては地下水も水源としていたが、2020年度からは全量を県企業局からの受水で賄っており、市独自の水源はない。工業用水もまた、新治浄水場を経て霞ヶ浦を水源としている。霞ヶ浦は河川法上、利根川水系に属する。すなわち、市民の生活用水も、データセンターが用いる工業用水も、同じ利根川水系に依存している。同水系では過去に取水制限が繰り返し実施されている。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	また、本年８月には、事業者による住民への説明会が開催された。 以上を踏まえて、市の把握状況及び今後の対応について、以下のとおり伺う。 (1) 冷却用水の水源、使用水量及び契約水量について ア 冷却方式及び使用水量（日量・年間）の把握 イ 工業用水の契約水量 ウ 地下水の採取の有無及びその確認方法 エ 全面稼働時に必要となる水量と、工業用水の供給能力との関係 (2) 渇水時等における市民生活用水との関係について ア 取水制限が行われた場合の冷却用水の取扱い イ 水道事業経営戦略の将来需要予測へのデータセンターの立地の反映 (3) 冷却排水の受入れ、水質及び協定による担保について ア 排水の放流先並びに水質、使用薬剤及び水温の把握と監視の方法 イ 水源、使用水量、排水量、水質及び渇水時の削減を数値をもって協定に位置づける考え	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注４のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(4) 事業者による住民説明会について ア 本年 8 月に開催された住民説明会に対する市の関与及び内容の把握の有無 イ 住民説明会の対象者、周知の方法及び範囲、参加者数並びに質疑の状況 ウ 住民への説明が尽くされたとする市の考えの有無	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 27 日
午後 2 時 37 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 27 日

つくば市議会議員 黒田 健祐様

つくば市議会議員 あさのえくこ

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市における「強度行動障害」支援について	「強度行動障害」とは、医学的な診断名ではなく、自傷、他害、破壊行動、異食といった、本人や家族、周囲の暮らしに大きな影響が出る行為が高い頻度で起きるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」を指します。 これは、知的障害や自閉スペクトラム症の人に見られることがある不適応状態です。環境の変化やコミュニケーションの難しさによる強い不安やストレスが背景にあると言われています。 周囲が理解して支援することが難しいため、結果として多くの事業所から利用を断られ、家族が孤立する事態が起きています。 国でもこの事態を重視し、支援できる人材を育成し、当事者や支援者、家族を集中的に支援する施策を2024(令和6)年より始めたところです。 つくば市の強度行動障害への支援について、以下伺います。 (1) つくば市における強度行動障害の状態が起きやすいと判断されている方の人数及びその判断基準 (2) つくば市における強度行動障害を持つ方への支援の状況と課題	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 つくば市における公立幼稚園の在り方と公立認定こども園への考え方について	(3) 現行のつくば市障害者プラン（2021年度～2026年度）に強度行動障害への支援はどのように位置付けられているか。また、これまでの実績と評価 (4) 次期障害者プラン策定に向けたつくば市障害者計画策定懇談会では、強度行動障害への支援についてどのような議論が行われているか つくば市立幼稚園に関しては、「つくば市立幼稚園のあり方検討委員会」での7月17日までの委員会を経て8月4日に提言が提出されました。現在、 ● 8月中に2028（令和10）年度からの再編計画案の提示 ● 9月に集約対象園の現役保護者のみを対象とした説明会の実施 ● その後地域住民等を対象とした説明会の実施 ● 10月に次年度園児の募集開始 というハイペースで事業が進められています。 つくば・市民ネットワークでは、市立幼稚園に関しては、3年保育の拡充や認定こども園化を提案してきましたが、進められず、その結果、6年間で園児数が半減する結果となりました。 今回の提言では持続可能な運営体制の確立が喫緊の課題であると述べられていますが、その施策がどういう目的で、つくば市は市立幼稚園をどのような教育機関とする計画なのかを明確にすることが必要と考え、以下伺います。 (1) 対象園の保護者へ示されているつくば市立幼稚園再編計画（案）の内容（時期、集約園と集約先） (2) 計画（案）に示されている3年保育の実施予定 (3) 説明会等で出た市民意見の反映について	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(4) 今回の集約により、中学校区に「保育認定の有無に関わらず通える公立の施設」がなくなる地域において、公立保育所を認定こども園に移行する考えについて	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和8年8月27日
午後3時4分 受付
(通告書2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和8年8月27日

つくば市議会議員 黒田健祐 様

つくば市議会議員 川村直子

質問事項	要 旨	答弁者
1 人権の視点からの、思春期の身体と心の悩み相談支援と、包括的性教育の推進について	大手新聞社による、学校での性教育について全国の保護者に尋ねた調査(本年1月～3月)によると、2,421件の回答のうち9割近くが「学校にもっと性教育に取り組んでほしい」と考えていることが分かった。性教育の障壁と言われている学習指導要領のいわゆる「はじめて規定」についても、7割が「不要」と考えていた。 私は昨年9月、市においても、ユネスコ等が作成した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を指針とする包括的性教育を推進するよう、一般質問にて要望した。 包括的性教育とは、性を人権の視点で捉え、心や身体、社会など幅広い側面から体系的に学ぶ性教育のことで、多様な性の在り方や、あらゆる性別の人が平等であることを前提として、性に関することを生殖だけでなく、コミュニケーションや人間関係も含めて、学ぶものである。 市においても、小学生から中学生まで、成長とともに段階的に学んでゆく一連のカリキュラムと年間計画の導入を要望したが、これらの検討や進捗について伺う。 また、市では2025年5月から大穂保健センターにて10代から20代のためのからだ・こころ・性の相談窓口「青のカフェ」を開設している。包括的性教育の推進に当たり大切な拠点と考えるものであるため、これまでの実績や課題について伺う。 (1) 「青のカフェ」の実績と課題 (2) 「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた、小中学校における包括的性教育導入の進捗 以下、「ガイダンス」に沿った8つの主要概念を含んだ学びの現状はどのようになっているか	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質問事項	要 旨	答弁者
2 放課後の在り方の検討について	1 人間関係 2 価値観、人権、文化、セクシュアリティ 3 ジェンダーの理解 4 暴力と安全確保 5 健康とウェルビーイングのためのスキル 6 人間のからだと発達 7 セクシュアリティと性的行動 8 性と生殖に関する健康 市内の小学生が放課後過ごす環境として、保護者が就労している場合は、有料の「児童クラブ」が利用できる。 それ以外の場合は、無料で一般利用できる「児童館」や「放課後子供教室」などの施設が有る地域、その選択肢が無い地域と差が生じている。 そして、沼崎小学校とさくら小学校では、学校施設を利用して、事業者による「アフタースクール」を開始しているが、児童館がある地域ならば無料で一般利用出来る時間帯の「第一区分」が有料であることで、地域によって費用面の差が生じており、市民ネットでは疑問を呈してきた。 市では、本年7月より「放課後の在り方検討会」を開始した。あらためて子どもたちの放課後の在り方について議論が始まったことに注目している。現状と、今後の進め方について伺う。 (1) 「放課後の在り方検討会」の設置目的などの概要 (2) 第1回目の議論の内容	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 27 日
午後 3 時 7 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川田 青星

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 データセンターが及ぼす環境影響とその低減について	人工知能の普及を背景に世界中でデータセンター（以下DC）の建設が進む中、気温上昇や騒音等への懸念から各地で紛争が起きている。 このような衝突を避けるため、業界団体である日本データセンター協会（以下JDCC）はデータセンター地域共生ガイドラインを策定し、東京都も独自のガイドラインを策定した。 つくば市では、つくば市環境基本条例において「市、事業者及び市民がその事業活動及び日常生活において環境の保全を優先的に配慮し、それぞれの責務に応じた役割分担の下に、協働によってこれに取り組むこと」という理念が示されている。この理念に照らせば、高エネ研南側用地で開発中の「（仮称）グッドマンビジネスパークつくばPRJ」においても、環境保全のための適切な措置が求められる。そこで以下伺う。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
	(1) グッドマンジャパンと締結予定の協定について ア 住民説明会の実施 イ 周辺環境への配慮 (7) 気温上昇や騒音等の影響低減策 (イ) DC稼働前後の環境モニタリング (ウ) 排熱利用 (エ) 非常用発電機の運用方法 (オ) 火災対策 ウ 災害時や暑熱時のワークロードシフト エ 再生可能エネルギーの利用 オ 事業者からの情報公開の仕組み カ テナント事業者に協定を遵守させること (2) 市内各研究機関との連携について ア 気温上昇、火災、竜巻のリスクなど、周辺環境への影響シミュレーション イ 環境影響を低減する技術的な支援 ウ DC稼働前後の環境モニタリング (3) 市独自のガイドラインを策定する考えについて (4) (仮称) グッドマンビジネスパークつくばPRJによるつくば市の税収への影響はどの程度を見込んでいるか (5) 環境の保全に関し必要な措置を講ずるよう、市民が申出することを可能とする条文をつくば市環境基本条例に位置付ける考え	

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 防災及び東海第二原発事故への備えについて	近年、災害が激甚化しており、つくば市内でも2026年8月、台風や地震の影響により倒木や停電、漏水などが発生した。今後も様々な災害に見舞われる可能性を考慮すると、日頃の備えが重要である。 市民を災害から守るため、発災時に密な連携を取りつつ、迅速な対応をすることができるよう以下伺う。 (1) 災害時の情報伝達手段 ア 災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する考え イ 漏水、倒木などの被害を市民が発見した際の通報先はどこか ウ つくば市災害情報配信サービスの登録状況 エ 職員同士の連絡方法 (2) り災証明書の申請方法 (3) 自治会や自主防災組織などが行う机上避難訓練への支援 (4) 東海第二原発事故への備え ア 市外からの避難者の受入れ体制 イ 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布方針について	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 27 日
午後 3 時 45 分 受付
(通告書 3 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 27 日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 小森谷 さやか

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 動物愛護に関連する施策について	今年 7 月に国立環境研究所と東京大学等のチームが発表した論文によると、犬と暮らす高齢者は認知症の発症リスクが 48% 抑制され、医療・介護費が年 1500 億程度削減できるそうです。 しかし、現実には、高齢だけでなく障害等を理由に最後まで飼養出来ない、また無秩序に繁殖させてしまい、地域住民や介護現場がやむなく対応に迫られる、といった事態が発生しており、そのまま放置されている現状もあります そのような現場で実際に犬猫を保護している愛護団体や個人ボランティアの活動支援のため、以下伺います。 (1) 犬猫に関する市の取組 (2) 動物指導センターにつくば市から移送されている犬猫の状況 (3) つくば市動物愛護協議会との連携状況 (4) 福祉保健分野における犬猫の飼養に関する相談状況	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注 4 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 小中学生のデジタル端末との向き合い方について	今年8月3日、文部科学省は小学6年生と中学3年生を対象とした2026年度の全国学力・学習状況調査の分析結果を公表しました。小学生の3割超、中学生の半数がSNSや動画を1日3時間以上視聴しており、長時間であるほど各教科の成績が低い傾向が今年も指摘されました。また、国語において「漢字の書き取り」や「自分の考えを原稿用紙に正しく記述する問題」の正答率が低下傾向にあることも毎回報告されています。 デジタル端末を使用することによる弊害と付き合い方をつくば市教育委員会として、教育現場、そして家庭にもはつきり示すべき、との思いで以下伺います。 (1) 視力検査・体力検査の近年の推移 (2) 1人1台配布されている児童生徒用デジタル端末の破損の状況 (3) 小学1年生が端末を使う場面とは (4) スクールAIの概要と導入の経緯 (5) デジタル端末全般の使用に関し、家庭からどのような相談があり、どう対応しているか	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
3 自校式給食について	今年7月31日、議会に対し説明のあった「（仮称）つくば市茎崎給食レストラン整備事業における大規模事業評価対応方針」では、当初の計画どおりに事業を実施することは困難であるとして、自校式給食提供機能、加工・貯蔵機能、給食レストラン機能の3つの機能ごとに今後の対応が示されたところであります。 自校式給食に関しては、つくば市学校給食の在り方懇談会から「市は今後の給食施設整備において（中略）自校方式について検討すべきである」との意見、地元PTAからは茎崎給食センター閉所に伴い自校式での給食提供を望む要望書の提出、さらに「つくば市学校給食センター整備方針」策定時のパブリックコメントにおいても自校式の給食施設整備を望む意見があり、自校式に先の2つの機能を付加した本事業が進められてきました。 今回の方針転換に対し、つくば市教育委員や学校給食センター運営審議会委員からも次々と、残念であり何とか継続できないのか、という意見が出たと聞いています。 そこで以下伺います。 (1) （仮称）つくば市茎崎給食レストラン整備事業が計画された経緯 (2) 大規模事業評価委員会からの主な指摘事項 (3) 今後の対応の詳細	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。



一般質問発言通告書

令和 8 年 8 月 27 日
午後 3 時 53 分 受付
(通告書 4 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 8 月 27 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 酒井 泉

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
1 大規模データセンター及び物流倉庫と、つくば市が定める土地利用基本方針との整合性について	6 月定例会議で、データセンターと物流施設は、つくば市の定めた「高エネ研南側未利用地土地利用方針」に合致していないことについて質問をした。 これに対する市の回答は、「土地利用方針に記載された施設であるから適合している」という回答であった。しかし、データセンターを「市の土地利用方針に適合する施設」として記載したのはつくば市である。つくば市の回答は、「つくば市が合致していると言ったのだから、合致しているのだ」と言っているのと同義であり、その理由を言わなければ回答にはならない。 データセンターは厳重な機密保持が求められる施設であり、「幅広い分野の研究機関や人材の集積などの最先端の取組に代表されるつくばならではの資源特性」との研究交流などあり得ない。また、膨大な電力を消費し、深刻な排熱問題を引き起こす施設は、豊かな自然環境をいかす施設ではなく、これを破壊する施設である。また、「交通の利便性から観光や産業の振興に寄与する」こともあり得ない。 また、物流施設は「災害時の安全安心に寄与する」としているが、物流施設は荷主が大勢で現地	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 大規模データセンター計画のつくば市環境基本条例及びつくば市の地区計画との整合性について 3 市の土地開発公社が、つくば市の基本方針に反して、公有地を大規模データセンター計画用に売却していることについて	に不在な上に、中身の不明な流通物資を緊急時の災害支援物資として流用することなどあり得ない。 以上のように、つくば市とプロポーザル審査委員会が、データセンターと物流施設をつくば市の土地利用方針に合致する施設として優先交渉者に選定した理由は、詭弁にもならない。 この件に関して市長の見解を求める。 つくば市環境基本条例では、つくば市は「これに伴う環境への負荷の軽減その他環境の保全に自ら努める」責務を有すると規定している。大規模データセンターは、つくば市が消費する電力の2.5倍の電力を狭いエリアで集中的に使用する。このような施設の用地として公有地を売却することは、つくば市の環境基本条例に違反する。 また、「大穂地区地区計画計画書」には、当該地区の整備・開発及び保全に関する方針として、「省エネルギー、CO2 削減、ヒートアイランド対策等、環境に配慮した 開発・建築に努める」と明記されている。つくば市環境基本条例の場合と同様の理由で、大規模データセンターの土地利用は、地区計画の趣旨に沿っているといえるのか。 この件に関して市長の見解を求める。 つくば市の土地開発公社は、市長をはじめとするごく少数の上級職員によって構成される機関である。この機関が、つくば市の基本方針を無視して、公用地として先行取得した用地を売却することに、行政上のガバナンスの問題がないのか、市長の見解を求める。	市長 担当部長 市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
4 広報つくば特別号について	広報つくば特別号に記載のあった以下の内容と根拠について市長に説明を求める。 (1) データセンターができることによる私たちの暮らしの変化 (2) 省エネによる消費電力の軽減の可能性 (3) 固定資産税の大幅増加 (4) 市の環境への配慮 (5) 市民への説明	市長 担当部長
5 データセンターの莫大なエネルギー消費と莫大な排熱が環境に及ぼす影響について	大規模データセンターが莫大な電力を消費することによる環境への悪影響について、国内外で論文が多数発表され、世界各地でデータセンター計画の中止、一時停止及び見直しが報道されている。 これらの情報に関して、現時点におけるつくば市の調査とその調査結果の提示及び市長の見解を求める。	市長 担当部長
6 グッドマンジャパン株式会社の事業に公有地を売ったつくば市の事業責任について	高エネ研南側用地のグッドマンジャパン株式会社（以下、「G J」という。）のデータセンター計画は、事業者が民有地を買って計画した事業ではない。つくば市がデータセンターを建設するという土地利用条件で、違反した場合の買戻し特約も付けて公用地をG Jに売却した事業である。この場合のつくば市の事業責任の在り方と、市民に対する説明責任の有無、損害が発生した場合の市の責任の取り方について、市長の見解を問う。	市長 担当部長
7 G J の将来の 1,000 メガワットの計画を市の意向で縮小させることができない問題について	担当部局の見解では、現在の地区計画や売却時の条件では、環境への悪影響が顕在化してもG Jに事業計画の変更をさせることはできない。買戻し特約の 10 年期限が過ぎれば、転売や土地利用の変更もG Jの自由になり、後出しの規制は損害賠償の対象になるおそれもある。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
8 データセンターが1,000メガワットの規模であることを知った時期について	今回の公有地の一括売却は、このまま契約が進めば、研究学園都市の中核を担う文教地区とつくば市全体の将来について、市民は大きな不安材料を抱え込むことになる。この件に関して市長の見解を問う。 プロポーザル審査や、都市計画の変更のための都市計画審議会において、データセンターの規模が1,000メガワットであることは提示されなかったはずである。市長がデータセンターの規模が1,000メガワットであることを知ったのはいつの時点なのか、市長の回答を求める。	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。